

育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限相当額の変更について

令和3年8月1日以後の育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額が変更となりましたので、請求の際は以下のことにご注意ください。

■育児休業手当金（給付日額×日数）

組合員の3歳に満たない子を養育するために育児休業を取得するときは、その子が1歳に達する日まで(※1)支給されます。

※1 保育所に入所できない場合等、条件を満たす場合は最長で2歳まで支給期間の延長が可能です。

【給付日額の計算方法】（ただし、給付上限相当額（※2）を超える場合は当該金額まで）

①育児休業開始日～180日目まで

$$\text{標準報酬月額} \times 1/22 \times 67/100 = \text{給付日額}$$

②181日目～

$$\text{標準報酬月額} \times 1/22 \times 50/100 = \text{給付日額}$$

※2 給付上限相当額について（標準報酬月額が470,000円以上の場合該当）

①の期間について…13,722円

②の期間について…10,240円

■介護休業手当金（給付日額×日数）

組合員が要介護状態にある家族の介護を行うため介護休業を取得するときは、介護休業の日数を通算して66日を超えない期間について支給されます。

【給付日額の計算方法】（ただし、給付上限相当額（※3）を超える場合は当該金額まで）

$$\text{標準報酬月額} \times 1/22 \times 67/100 = \text{給付日額}$$

※3 給付上限相当額について（標準報酬月額が500,000円以上の場合該当）
15,102円

お問い合わせ先

保健課

TEL 095-827-3139